（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が造船法第十一条第一項の認定又は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の認定を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

四　当該承認地域経済牽引事業者が前項ただし書の規定に基づき変更の承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一の備考3及び様式第二の備考3中「含む。）」の下に「又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第３項の認定（同法第22条の３第１項の規定による変更の認定を含む。）」を、「場合には」の下に「、それぞれ」を加え、「同法第12条第２項」を「造船法第12条第２項」に改め、「認定事業基盤強化計画」の下に「又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第３項第１号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画」を加える。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○総務省・文部科学省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成）	（会計監査報告の作成）
第三条の三　［略］	**第三条の三**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	［号を加える。］